

○津幡町福祉センター条例施行規則

昭和49年10月1日

規則第17号

改正 昭和59年3月31日規則第2号

平成13年3月15日規則第12号

平成16年12月10日規則第28号

平成18年3月10日規則第7号

平成20年3月3日規則第11号

平成28年3月31日規則第14号

令和2年9月14日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、津幡町福祉センター条例（昭和49年津幡町条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の手續)

第2条 条例第6条の規定により、津幡町福祉センター（以下「センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項の申請書は、使用日の3月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、センターの使用を承認したときは、使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。ただし、公用による使用の承認については、使用承認書の交付を省略するものとする。

(使用の変更)

第3条 施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更又は使用承認の取消しを受けようとするときは、使用承認した使用期日の3日前までに使用変更（取消）承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）に使用承認書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更承認申請書を受理し、適当であると認めるときは、使用変更（取消）承認書（様式第4号）を使用者に交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により使用料を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体が町と共催で実施する事業で利用する場合 全額
- (2) 町内の社会教育関係団体が生涯学習のための事業で利用する場合 全額
- (3) 町内の福祉団体が社会福祉のための事業で利用する場合 全額
- (4) 町内の産業又は経済活動を行う団体が社会福祉のための事業で利用する場合 全額

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第5号）に使用承認書を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料を返還する場合の額は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理の都合により施設を使用させることができない場合 既納の使用料の全額
- (2) 使用者が、天災その他の自己の責めによらない理由により、施設を使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
- (3) 使用者が、使用日前3日までに使用の取消しを申請し、取消しの承認を受けた場合 既納の使用料の全額
- (4) 使用者が、使用日前日までに使用の取消しを申請し、取消しの承認を受けた場合 既納の使用料の5割相当額

2 前項の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の使用料返還申請書申請書を受理し、返還の可否を決定したときは、使用料返還承認書（様式第7号）を当該申請をした者に交付する。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、センターの使用に関し、事前に施設の管理者と使用方法その他必要な事項の打合せを行わなければならない。

2 使用者は、使用にかかる規律を保持するため、あらかじめ会場責任者を定めなければならない。

3 使用者は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を得ない室又は附属設備器具等を使用しないこと。
- (2) 承認を得ないで壁、柱等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。
- (3) 承認を得ないで、物品の販売、寄附金の募集、飲食物の提供等をしないこと。
- (4) 収容定員数を超えて入室させないこと。

- (5) 条例第5条各号のいずれかに該当するものに対しては、その入場を拒み、又は退場させること。
- (6) 入場者に次条各号に掲げる事項を守らせること。
- (7) 火災及び盗難の発生防止等に留意し、使用にかかる室内等の秩序を維持すること。
- (8) その他施設の管理者の指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第7条 センターに入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 必要な場所以外に出入りしないこと。
- (2) 定められた場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) センター及び敷地内を不潔にしないこと。
- (5) その他施設の管理者の指示に従うこと。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日規則第2号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月15日規則第12号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月10日規則第28号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月10日規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日規則第25号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 津幡町長

団体名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
電話(自宅) _____
電話(勤務先) _____

次のとおり津幡町福祉センターを使用したいので申請します。

使用目的		
使用日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
使用場所	相談室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・大ホール	
	冷・暖房	必要・不必要
使用人数	人	
入場料	徴収する(1人当たり 円)・徴収しない	
※使用料	基本料金	円
	町外者割増50%	円
	冷暖房割増40%	円
	営利目的割増100%	円
	減免の可否	<input type="checkbox"/> 可 減免額 円 <input type="checkbox"/> 否
	計	円

(注) ※印欄は記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

使用承認書

承認第 号
年 月 日

様

津幡町長



年 月 日付けで申請のあった津幡町福祉センターの使用について次のとおり認めます。

使用目的		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
使用場所	相談室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・大ホール	
使用人数	人	
入場料	徴収する(1人当たり 円)・徴収しない	
使用料	基本料金	円
	町外者割増50%	円
	冷暖房割増40%	円
	営利目的割増100%	円
	減免の可否	<input type="checkbox"/> 可 減免額 円 <input type="checkbox"/> 否
	計	円

(注)

- 1 使用者は、火災の予防及び施設の破損等の防止に努めるとともに、使用した施設、設備等の後始末を徹底すること。
- 2 使用施設以外の場所に立ち入らないこと。
- 3 使用する時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に復するに要する時間を含むものとする。

様式第3号（第3条関係）

使用変更（取消）承認申請書

年 月 日

（宛先）津幡町長

（代表者）住所

氏名

（申請者）氏名

電話

次のとおり申請します。

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用目的			
承認を受けた使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで		
使用承認を受けた場所	相談室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・大ホール		
変更・取消しの別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し		
変更の内容			
変更の理由			
添付書類	使用承認書を必ず添付すること。		

様式第4号（第3条関係）

使用変更（取消し）承認書

承認第 号

年 月 日

様

津幡町長



次のとおり通知します。

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用目的			
承認した使用日時	年 月 日() 時 分から	年 月 日() 時 分まで	
使用承認をした場所	相談室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・大ホール		
変更・取消しの別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し		
変更の内容			

様式第5号(第4条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 津幡町長

(代表者)住所
氏名
(申請者)氏名
電話

次の使用について、使用料の減免を申請します。

使用の目的		
使用予定日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	日間
使用場所	相談室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・大ホール	
減免申請の理由 (いずれかに○)	1. 国又は他の地方公共団体が町と共催で実施する事業で利用する場合 2. 町内の社会教育関係団体が生涯学習のための事業で使用する場合 3. 町内の福祉団体が社会福祉のための事業で使用する場合 4. 町内の産業又は経済活動を行う団体が社会福祉のための事業で使用する場合	

減免申請の理由(2,3,4に該当する場合、具体的に記入すること。)

--

様式第6号 (第5条関係)

使用料返還申請書

年 月 日

(宛先) 津幡町長

(代表者)住所

氏名

(申請者)氏名

電話

次のとおり既納の福祉センター使用料の返還を申請します。

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用の目的			
承認を受けた使用日時	年 月 日() 時 分から	年 月 日() 時 分まで	
使用承認を受けた場所	相談室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・大ホール		
既納の使用料	金 円		
返還申請額	金 円		
返還申請理由			
返還を受ける方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 口座名義		

様式第7号 (第5条関係)

使用料返還承認書

承認第 号
年 月 日

様

津幡町長



年 月 日付けで申請のあった津幡町福祉センター使用料返還申請について、次のとおり承認します。

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用の目的			
承認をした使用日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
使用承認をした場所	相談室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・大ホール		
既納の使用料	金 円		
返還額	金 円		
返還理由			
返還方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 口座名義		

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第5条関係)